	広	島	県	収	受	
	第 号					
	- 5, 3, -7					
処	現期隊	į	月		Ħ	
分	類記号	ļ-	保存年限			

聚 生 発 0307 第 1 号 令 和 5 年 3 月 7 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長 (公 印 省 略)

高度管理医療機器の認証基準に関する取扱いについて(その8)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の23 第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号。以下「基準告示」という。)第2条の規定に基づき、基準告示に定めるもののほか、基準の適合に関し必要な事項については「高度管理医療機器の認証基準に関する取扱いについて」(平成26年11月5日薬食発1105第2号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「局長通知」という。)により示したところです。

今般、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第 23 条の 2 の 23 第 1 項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件」(令和 5 年厚生労働省告示第 64 号)が本日から適用されることに伴い、下記のとおり局長通知の別添を改正することとしましたので、貴管内関係団体、関係事業者等への周知をお願いいたします。

なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団 法人日本医療機器産業連合会会長、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会会 長、欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会委員長及び医薬品医療機器等法登 録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしていることを申し添えます。

記

局長通知の別添 12 として本通知の別添 1 を追加し、局長通知の別添 8 を 本通知の別添 2 のとおりに改正する。

